

敦賀市水洗便所改造費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内（公共下水道の供用開始に係る公示がなされていない区域において、公共下水道施設の使用の許可を受けた場合を含む。）において、法第11条の3第1項及び敦賀市下水道条例（昭和57年敦賀市条例第11号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定による期限内に公共下水道に接続した者のうち、児童扶養手当受給者世帯等の低所得者に対して、法第11条の3第5項に基づき、市が水洗便所改造費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより水洗便所の普及及び排水設備の整備の促進を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は居住する者
- (2) 家屋の所有者又は家屋の所有者から改造工事についての承諾を得た居住者
- (3) 法第9条第1項の規定による公共下水道の供用を開始する日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造し、条例第2条第5号に規定する排水設備を公共下水道に接続した者
- (4) 世帯全員及びその世帯に同居している者（世帯分離している者を含む。以下「世帯全員」という。）が、市税、下水道事業受益者負担金・分担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (5) 補助金の交付を受けようとする年度（4月1日から6月30日までに第4条に規定する申請書を提出する場合にあっては、その前年度）において、世帯全員の市民税の額が均等割以下であること。
- (6) 次に掲げるいずれかの要件を満たす世帯
 - ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当を受給している世帯
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1件につき80,000円とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、排水設備等の工事が条例第7条第2項に規定する完了検査に適合していることが確認された後、次の各号に掲げる書類を添えて、水洗便所改造費補助金交付申請書(様式第1号)を下水道事業の管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 敦賀市下水道条例施行規程(平成30年敦賀市水管規程第11号)第6条第1項の規定による排水設備等工事完了届出書の写し
- (2) 世帯全員の住民票。なお、市内に住所を有しない場合は、市内に居住していることを証する書類
- (3) 世帯全員の市税、下水道事業受益者負担金・分担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していないことを証する書類
- (4) 世帯全員の所得(課税)証明書
- (5) 第2条第6号アの要件を満たす者は、児童扶養手当証書の写し
- (6) 第2条第6号イの要件を満たす者は、身体障害者手帳の写し
- (7) 家屋の所有者以外の者は、所有者の承諾書

(補助金の交付の決定)

第5条 管理者は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、水洗便所改造費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の支払は、前条に規定する補助金の交付額を決定した後に水洗便所改造費補助金交付請求書(様式第3号)により行うものとする。

(決定の取消し等)

第7条 管理者は、虚偽の申請又は不正な行為により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者があるときは、その決定を取消し、又は補助金を返還させなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の敦賀市老年者世帯等水洗便所改造費補助金交付要綱第6条の規定により交付の請求を行った者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。